

# 虐待防止のための指針

有限会社ティプラン  
運動学習支援教室すぽるば

## 1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

有限会社ティプランが運営する運動学習支援教室すぽるぽでは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を順守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

## 2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

### (1) 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、児童発達支援管理責任者、支援員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。委員会は、担当者が招集します。（年1回以上）

委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

- ・虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発防止策を講じた際に、その結果についての評価に関する事

委員会は、職員セルフチェックシート（年1回実施）・虐待早期発見チェックリスト（虐待発見時・相談実施時）を使用し、虐待の早期発見に努めます。

### (2) 虐待防止に関する責務

虐待に関する統括は統括責任者が行い責任者は管理者とする。

虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。

また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

### 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・発生した場合の改善策 など

研修は年1回以上実施し、新規採用時には必ず行います。研修内容は紙面または電子記録で保存します。

### 4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員が他の職員による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。担当者が報告者であった場合は、統括責任者に相談します。担当者は報告者の権利が侵害されないよう注意し、虐待を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者である場合、統括責任者が代行します。事実確認の結果、虐待が確認された場合は、当人に改善を求め、必要な措置を講じます。

対応が不十分な場合や緊急性が高い場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。事実確認や再発防止策は委員会で検証し、職員に周知します。再発の危険が取り除かれた場合でも、経緯や再発防止策を市町村に報告します。

### 5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待が発生した場合は速やかに市町村に報告し、要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は役職位にかかわらず厳正に対処します。緊急性が高い事案では、市町村や警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先します。

### 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の虐待防止の指針は、利用者や関係者が確認できるように当法人のホームページに公表します。

## 7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

その他の虐待等の相談については、担当者が寄せられた内容を統括責任者に報告します。責任者が虐待等を行った場合は上席者に相談します。窓口への相談内容は、相談者の個人情報に配慮し、不利益が生じないよう細心の注意を払います。対応の流れは「④施設内で発生した虐待の報告方法等の方策」に従って実施し、担当者は相談者に対応結果を報告します。

### 附則

この指針は令和4年4月1日より施行する。

#### 委員会の構成と役割

虐待防止委員会の責任者	事業所管理者
虐待防止対策の担当者	事業所児童発達管理責任者
各担当職員のチェックリスト、ヒヤリハット事例の報告、分析	支援員
第三者、専門家	協力医医療機関の医師、地域包括支援センターあるいは行政の担当者